

○重要事件に係る刑事実戦塾実施要領の制

定について (平成5年10月20日
例規(刑)第15号警察本部長)

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成5年11月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別 添

重要事件に係る刑事実戦塾実施要領

第1 目的

この要領は、現実が発生した重要事件の捜査により得られた教訓、捜査手法等を事後の捜査活動に生かしていくため、当該事件捜査終了後に同種の事件捜査を担当する捜査員等に、その教訓、捜査手法等を擬似的に体験させるための研修（以下「刑事実戦塾」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象事件

刑事実戦塾の対象となる重要事件（以下「対象事件」という。）は、次に掲げる事件等のうち、第3に定める総括責任者が研修効果があると認め、指定したものとす

- 1 重要特異な殺人事件
- 2 身の代金目的誘拐、企業恐喝、人質立てこもり、大規模事故事件等の特殊犯事件
- 3 贈収賄、企業犯罪等の重要知能犯事件
- 4 広域、多額、余罪多数等の重要窃盗事件
- 5 重要特異な暴力団犯罪に係る事件
- 6 国際的職業犯罪グループによる事件等重要な国際犯罪に係る事件
- 7 高度な鑑識技能を必要とした事件
- 8 その他重要特異な事件及び事案

第3 実施体制等

- 1 刑事実戦塾の効果的運用を図るため、次の体制を置く。

総括責任者 刑 事 部 長

実施責任者 刑 事 部 参 事 官

指導担当者 対象事件主管課長（刑事部鑑識課長を含む。）

- 2 捜査実務研修所に刑事実戦塾事務局を置く。

第4 受講対象者

刑事実戦塾の受講対象者は、対象事件の捜査に携わった者及び同種事件の捜査を担当している者の中から、総括責任者が指定した者とする。

第5 刑事実戦塾の実施

- 1 実施責任者は、指導担当者及び対象事件の所轄署長と協議し、実施日時、場所、研修事項等を決定し、刑事実戦塾を実施するものとする。
- 2 刑事実戦塾は、対象事件に係る関係書類、証拠品等が最終的に送致された後、おおむね1か月以内に実施するものとする。

第6 実施要領等

- 1 刑事実戦塾は、指導担当者から事件及び捜査の概要について説明させ、当該事件捜査により得られた教訓や捜査手法等について討議検討することにより行うものとする。
- 2 総括責任者は、必要と認めるときは、検察官その他の者に刑事実戦塾への出席を求めるものとする。
- 3 実施責任者は、刑事実戦塾を実施した結果の記録化及び資料化を図るものとする。

第7 署における研修の実施

- 1 署長は、署の実情を勘案の上、署において本要領に準じた研修を実施し、捜査員等の実務能力の向上を図るものとする。
- 2 署長は、署における研修を実施した場合は、実施結果を総括責任者へ報告するものとする。